



政府が制定を目指している秘密保全法のどこが問題か

2012.5.18 at 愛知県弁護士会館
愛知県弁護士会 情報問題対策委員会

	秘密保全法	スパイ防止法 (1985年廃案)
対象	国の安全・外交 公共の安全・秩序維持	防衛・外交
处罚	財物の窃取、不正アクセス 侵入、欺もうなどによる取得	不正な方法での探知、 収集、外国通報
罰則	5年～10年	上限死刑
管理的	あり	なし



**キーワードは
特別秘密**

- ・特別秘密に指定されると
→情報公開の対象外
- ・特別秘密を漏えいすると
→处罚(最長10年懲役)される
- ・特別秘密を扱おうとすると
→人的管理(調査)の対象となる

では特別秘密ってなんだ？



特別秘密ってなんだ？

秘密保全のための法制の在り方に関する
有識者会議「秘密保全のための法制の在り
方について(報告書)」(平成23年8月8日)

「厳格な保全措置の対象とする、
特に秘匿を要する秘密」

↓
？？？



特別秘密の対象(報告書より)

対象は3つ ①国の安全
②外交
③公共の安全及び秩序の維持
→何が①②③にあたる情報か問題
かつて…在外公館のワインの代金についての
情報=外交情報とされたことも
(外務省 在外公館報償費情報公開訴訟)



③公共の安全及び秩序の維持が
特別秘密とされることの重大性

- 1)国家機密法では対象とされて無かった
→対象の拡大
- 2)なんでも「公共の安全及び秩序の維持」に
関する情報になる
例えば、SPEEDI情報
原子力委員会委員長作成の
「原発事故最悪のシナリオ」
政府の原発・震災関係議事録
→公共の安全及び秩序を害する！！



特別秘密の定め方(報告書より)①

特別秘密に該当し得る事項を別表等であらかじめ具体的に列挙した上で、高度の秘匿の必要性が認められる情報に限定する趣旨が法律上読み取れるように規定しておくこと

問題点:ほとんどすべての情報を規定すれば
秘密化が許される(例:自衛隊法)



特別秘密の定め方(報告書より)②

「その漏えいにより国の重大な利益を害するおそれがある場合」などを要件とすること



誰が判断するのか
誰にとって秘匿が必要か



曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

- ①特別秘密の漏えい(過失も含む)
- ②特別秘密の漏えいの共謀(特別秘密を漏らすことを協議する)行為
- ③独立教唆行為(秘密を漏らす気にさせること)
- ④煽動行為(煽動すること…何だ?)
- ⑤特定取得行為



特定取得行為とは

取扱業務者等以外の人が

- ①財物の窃取、不正アクセス又は特別秘密の管理場所への侵入など、管理を害する行為を手段として特別秘密を直接取得する場合
- ②欺罔により適法な伝達と誤信させ、あるいは暴行・脅迫によりその反抗を抑圧して、取扱業務者等から特別秘密を取得する場合

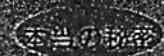
※犯罪行為や犯罪に至らないまでも社会通念上是認できない行為を手段とする
→処罰の拡大



曖昧な特別秘密と 曖昧な秘密漏えいの罪

この辺 →
曖昧

特別秘密といわれる部分



- *どの部分の情報を漏えいしたら処罰されるのが
- *処罰される行為は何なのか
→二重の意味でわからない。



●わからないとどうなるか

曖昧な部分
↑処罰されるといけないので(過失も含む)
公開しないし、取材も控える

特別秘密といわれる部分

↑本来公開されないべきであるところも
公開しないし、取材も控える

知る権利の死滅



知る権利の死滅① 情報公開はどうなるか

- 1)「特別秘密」は情報公開法の対象情報から外れる
↓
 - 2)公開請求に対しては「不存在」を理由に非公開
↓
 - 3)仮に取消訴訟で「特別秘密にあたらない」とされた(勝訴)場合は?
↓
 - 4)情報公開法5条3号4号により全面非公開に
↓
- 情報公開制度の形骸化**



知る権利の死滅② 報道はどうなるか

- 特別秘密の範囲が不明確+処罰される行為が広すぎる。不明確
- 1)取材相手→情報を出さない
 - 2)記者 →特定取得行為とされる危険
教唆として処罰される危険
↓
- 調査報道の窒息**



特別秘密と市民=人的管理

- 特別秘密を扱う→本人
- ①人定事項 ②学歴・職歴
 - ③我が国の利益を害する活動
 - ④外国への渡航歴 ⑤犯罪歴 ⑥懲戒処分歴
 - ⑦信用状態 ⑧薬物・アルコールの影響
 - ⑨精神の問題に係る通院歴
 - ⑩秘密情報の扱いに係る非違歴
- 配偶者・子など
- ①人定事項 ②信用状態 ③渡航歴など



こんな社会に

- 情報公開=都合の悪い情報は皆特別秘密で
情報公開法の対象外(不存在に)
(公開する側)処罰されることも考えたら、公開するか非公開にするか迷ったら不存在
取材の自由=処罰されない情報だけを取材・
調査報道の窒息
- 人的管理=政府による市民の監視
↓
- 政府の都合のよい情報だけが流通し、
秘密を漏らす市民を政府が監視する社会



そもそも立法事実はあるか?

- ◆尖閣沖漁船衝突事件
→秘密扱いされていなかった
 - ◆ボガチョンコフ事件(三等海佐がロシアの大佐に過去に不正に複写した資料を交付した事件)
→文書管理の徹底・職員の身上把握などの対策済み
↓
- 立法の必要性なし**



法案制定を断念?

- ①軍事秘密法制の再編
(2001年自衛隊法改正)
 - ②日米の同盟関係の強化
↓
- 政権が断念する理由なし**



秘密保全法とマイナンバー
マイナンバー法案
利用範囲は「社会保障・税・防災分野」
に限定と説明
↓
法・政令改正で範囲拡大可能
マイナンバーで「人的管理」!?



非公開情報の正しい取り扱い

- 1)まずは公開原則を徹底する
情報公開法5条3号4号「おそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由がある情報」
→「おそれがある情報」に改正を
- 2)その上で、公開できない情報が公開できる時期を定める
■情報漏えいは物的管理で
→電子情報の流出・サイバーテロ対策こそ重要

自衛隊法別表第四

別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第六号に掲げるものを除く。）

ファクトシート：日米協力イニシアティブ（仮訳）

オバマ米国大統領と野田日本国内閣総理大臣は、2012年4月30日、ワシントンDCにて会談した。両首脳は、「日米共同声明：未来に向けた共通のビジョン」の発表に加え、安全保障協力、経済及び文化・人的交流の分野での日米関係の強化・拡大を目指す次の協力イニシアティブを発表した。

（日米安全保障協議委員会（2+2）による共同発表）

両首脳は、4月27日付の「2+2」共同発表を歓迎し、この新たな計画が、米軍の態勢及び再編に係る目標の実現を促進し、強化及び拡大された安全保障及び防衛協力につながることを確認した。この発表は、この地域における、地理的に分散し、運用面で抗堪性があり、政治的に持続可能な米軍のプレゼンスを支えることにより、アジア太平洋地域を重視するより広範な米国の戦略の重要な構成要素になる。この発表は、二国間の安全保障関係における重要な前進となるものであり、適時かつ効果的な共同訓練、共同の警戒監視・偵察活動及び施設の共同使用を含む動的防衛協力等の二国間の運用面での協力を強化する同盟の新たなイニシアティブへの道を開くものである。また、この発表は、両国政府の取組を通じ地域におけるパートナーの能力構築を支援するといった新たな地域協力のためのイニシアティブにも道を開くこととなる。

（民生用原子力協力に関する二国間委員会）

略

（新たなクリーン・エネルギー・イニシアティブ）

略

（グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する共同声明）

日米両国は、グローバル・サプライチェーン・セキュリティに関する日米共同声明を発出した。日米両国は、グローバル経済の原動力とも言うべきサプライチェーンにおいて日米両国経済が占める重要性を認識しつつ、グローバル・サプライチェーンの安全性と回復力を強化し、合法的な通商の迅速で円滑な流通を促進するため、両国がより緊密に協力するための方策の概要を提示した。日米両国は、米国の「テロに対する税関と貿易のパートナーシップ（C-TPAT）」制度と日本の「認定事業者（AEO）」制度のメンバーに与えられる貿易促進上の恩恵を拡大し、航空貨物セキュリティの相互認証に関する議論を加速し、また、可能な範囲内で、アジア太平洋における、国境、港湾、海運、航空のセキュリティ強化のための地域的キャパシティ・ビルディングについて連携していく。日米両国は、共同して、地域及び世界のサプライチェーンが、進化する脅威

及び危険に備えられ、持ちこたえることができ、また、テロや自然災害のような破壊的状況が生じる場合でも、迅速に回復できるよう確保すべく努めていく。

(渡航の円滑化に関する協力)

日米両国は、「グローバル・エントリー」プログラムへの日本の参加を通じるなどして、日米両国からの信頼された渡航者に対する入国審査を迅速化し、日米間の渡航をより容易に、より早く、より安全なものとするような互恵的な決めを設けるよう共に取り組むことを決定した。

(サイバー協力)

日米両国は、10年以上に亘る、情報通信技術（I C T）政策、インターネットに関する事項及びサイバー・セキュリティに関する広範な両国間のパートナーシップに留意し、また（米国は既に加入している）サイバー犯罪条約に可能な限り早く参加するとの日本の意図を歓迎しつつ、サイバー問題に関する二国間の連携を深化させる必要性につき一致し、政府一体となった関与を一層強めるような枠組を作っていくとの意図を表明した。この枠組は、国際的な規範の発展、国際場裡での戦略、共通の脅威及び優先事項、官民パートナーシップの拡大、科学技術協力、重要インフラ及び管理システムのセキュリティ、事案管理・運用上の協力、並びにサイバー・セキュリティへの認識向上といった、優先事項について、既存の対話を利用しつつ、全ての関係省庁・機関の関与を確保するものとなる。

(宇宙協力)

日米両国は、宇宙空間の持続性、安定性、自由なアクセス及び利用は、両国の国益上、決定的に重要であると認識する。日米両国は、こうした認識と42年にわたる宇宙に関する共同活動及び二国間のパートナーシップに基づき、以下の分野で一層の協力を追求することとなる。

○民生宇宙協力

日米両国は、宇宙の平和的探査及び利用に関する枠組協定の交渉の早期妥結を通じ、また、以下の具体的な活動を追求することにより、民生宇宙協力を深化させることにコミットした。

- ・様々な目的で利用されるG P Sと日本の準天頂衛星システム（Q Z S S）の間の相互運用性及び地域的ナビゲーションの向上の観点を含めた協力
- ・環境、科学、災害監視を目的とした衛星によるリモートセンシングデータの利用促進

のための調整を始めとする温室効果ガス観測衛星のような衛星による地球観測ミッションに関する協力

- ・2016年以降の国際宇宙ステーションの運用の継続

○安全保障上の宇宙に関する協力

日米両国は、宇宙活動に関する国際行動規範を始め、自発的かつ実際的な宇宙に対する透明性の向上及び信頼醸成のための措置を追求することや宇宙状況監視に係るサービスや情報共有のための枠組を構築することなど多様な協力措置を通じ、安全保障上の宇宙に関するパートナーシップを深める。

○宇宙に関する包括的対話

日米両国は、環境調査、科学的発見、国家・国際安全保障及び経済成長に取り組む上で、宇宙に関する事項及び協力に対して、政府一体となったアプローチを確保するため、全ての関係省庁・機関の関与を得て宇宙に関する対話を強化する。

(イノベーション、起業及びインターネット・エコノミーに関する協力)

大統領と総理は、新たな技術を市場にもたらす起業の力を認識しつつ、両国の官民セクターの第一線な専門家から成る新設の「日米起業協議会」の作業計画を支持した。同協議会は、日米両国経済において成長と雇用を生み出す新たなビジネスの創造を後押しするため、ベストプラクティス、政策提言、二国間の協力イニシアティブを特定する。両首脳はまた、オンライン・ビジネスの機会拡大と新興のインターネット技術及び国境を越えるデータの流れについてのグローバルな規制慣行の形成を目的として、「インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話」の下で、民間セクターと共に、新たな「クラウド・コンピューティング作業部会」を創設することを支持した。「インターネット・エコノミーに関する日米政策協力対話」は、インターネットの開放性及び通信の自由、商業ネットワークのセキュリティ、電子政府の拡大、インターネット上の児童の安全の保護、並びに「迷惑メール」の減少に焦点を当てる。

(友好の花)

略

(人的交流及び青少年交流)

略

(了)

秘密保全法の危険性とどう反対運動を構築するか

弁護士 中谷雄二

1 明らかになった政府の秘密体質と国民監視の実態

- * 情報保全隊による反自衛隊活動の監視－個人の情報をコントロールする権利の侵害
- * 原発事故－「原子力災害対策本部」の議事録未作成
- 有識者会議－議事録（メモ）の廃棄、資料の差し替え
- 5万名を超える公務員について適格公務員と認定
- 本人同意なしに個人情報を収集－対象とされていた範囲は、遙かに広がる
- 調査されていた情報は何か？－ 情報公開文書からわかること

2 秘密保全法とは何か？

- － 有識者会議報告書の内容
- 公務員法の守秘義務違反の重罰化
- すでに存在する防衛秘密保護法－自衛隊法
- 新たに付加されるものは何か？
- * 5年以下の懲役－10年以下の懲役へ（重罰化）
- * 人的管理－現行制度の法制化－非公開情報（現行制度の運用実態）
- 委託業者－民間への波及
- * 特定取得行為の創設
- 特定取得行為は、正当な取材活動を含まないか？
- * 防衛秘密についての解釈－過去の実例

3 秘密保全法の危険性－どんな国になるのか？

- (1) 戦前の軍機保護法、国防保安法の例－拡大濫用の例
- 広く知られた情報も軍機に
- 不当な方法によらない探知も処罰へ
- (2) 韓国の例－国家保安法の運用の実態
- (3) アメリカにおける処罰範囲の拡大の歴史
- 防諜法－制定当初は、取材活動は処罰されないとされていた。
- 代理人弁護士も適格者ではないという理由で、裁判所によるイン・カメラ手続きにも立ち会えない。
- 秘密指定と実質的な秘密であることの宣誓供述－実質秘の認定のためのイン・カメラ手続きの採否は裁判所の裁量

4 秘密保全法反対運動構築のために

- (1) 1985年当時の状況との違い
- 1985年当時は、草の根からスパイ防止法制定運動－全国の市町村議会で決議
- マスコミの状況の違い
- 政府の行為に対する警戒心の違い－安心を権力にまかせる市民の感覚
- (2) 同様の状況

当初、運動は拡がらなかった。

しかし、日弁連、各単位弁護士会が街宣、デモなど様々な方法で市民、マスコミに危険性を訴えた。

市民運動の経験ー創意工夫による市民への広がり

演劇等での訴え

- (3) 弁護士会における反対運動の体制ー市民へのアピール（本気で弁護士会が反対している）
- (4) 市民団体とも連携して反対運動の大きな広がりを
- (5) 1985年の反対運動は、戦前の軍機保護法の運用実態を掘り起こした

参考文献

1 戦前の実態について

上田誠吉「戦争と国家秘密法」（イクオリティ）

上田誠吉「ある北大生の受難ー国家秘密法の爪痕」（朝日新聞社）

2 現行の秘密保全法制について

田村重信他編著「日本の防衛法制」（内外出版）

3 1985年の国家秘密法とその解釈について

上田誠吉・坂本修「国家機密法のすべて」（青木書店）

4 アメリカの情報自由法と国家秘密特権の法理について

岡本篤尚「国家秘密と情報公開」（法律文化社）

現行法制の罰則との比較

	本報告書（案） (特別秘密)	自衛隊法 (防衛秘密)	M D A 秘密保護法 (特別防衛秘密)	刑事特別法 (合衆国軍隊の機密)	国家公務員法
漏えい	<input type="radio"/> 業務により特別秘密を取り扱う者 <ul style="list-style-type: none"> ・取扱業務者 ・業務知得者 <p>【5年以下／10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】</p>	<input type="radio"/> 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 <p>【5年以下の懲役】</p>	① 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 <p>【10年以下の懲役】</p> ② 我が国の安全を害する目的 <p>【10年以下の懲役】</p> ③ ①・②以外の者 <p>【5年以下の懲役】</p>	<input type="radio"/> 通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者 <p>【10年以下の懲役】</p>	<input type="radio"/> 職務上知ることのできた秘密を漏らした者 <p>【1年以下の懲役又は50万円以下の罰金】</p>
過失漏えい	<input type="radio"/> 業務により特別秘密を取り扱う者 <ul style="list-style-type: none"> ・取扱業務者 ・業務知得者 	<input type="radio"/> 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 <p>【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】</p>	④ 特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 <p>【2年以下の禁錮又は5万円以下の罰金】</p> ⑤ ④以外で業務により特別防衛秘密を知得・領有した者 <p>【1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金】</p>		
取得	<input type="radio"/> 管理侵害行為又は詐欺等行為による特別秘密の取得 <p>【特定取得行為】 【5年以下／10年以下の懲役】 【罰金刑の任意的併科】</p>		<input type="radio"/> 不当な方法による探知収集 <p>【10年以下の懲役】</p> <input type="radio"/> 我が国の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集 <p>【10年以下の懲役】</p>	<input type="radio"/> 不当な方法による探知収集 <p>【10年以下の懲役】</p> <input type="radio"/> 合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的による探知収集 <p>【10年以下の懲役】</p>	
周辺的 行為	<input type="radio"/> 未遂 (漏えい・特定取得)	<input type="radio"/> 未遂 (漏えい)	<input type="radio"/> 未遂 (漏えい・探知収集)	<input type="radio"/> 未遂 (漏えい・探知収集)	
	<input type="radio"/> 共謀 (漏えい・特定取得)	<input type="radio"/> 共謀 (漏えい)	<input type="radio"/> 陰謀 (漏えい・探知収集)	<input type="radio"/> 陰謀 (漏えい・探知収集)	<input type="radio"/> 企て (共謀に相当する場合)
	<input type="radio"/> 独立教唆 (漏えい・特定取得)	<input type="radio"/> 独立教唆 (漏えい)	<input type="radio"/> 独立教唆 (漏えい・探知収集)	<input type="radio"/> 独立教唆 (漏えい・探知収集)	<input type="radio"/> そそのかし
	<input type="radio"/> 煽動 (漏えい・特定取得)	<input type="radio"/> 煽動 (漏えい)	<input type="radio"/> せん動 (漏えい・探知収集)	<input type="radio"/> せん動 (漏えい・探知収集)	
					<input type="radio"/> 企て(単独犯)・命令・故意の容認・ほう助